

公募展・コンクール等挑戦支援事業 募集要項

1 趣 旨

若年層の文化芸術活動を支援することにより、県内の文化芸術活動の活性化を図るとともに、新たな文化芸術の創造へつなげ、将来にわたり本県の文化芸術活動を担う人材を育成することを目的として、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金(公募展・コンクール等挑戦支援事業)の交付を希望する方を募集します。

※令和6年度における本事業の実施は、令和6年2月定例議会における予算の成立を条件とします。

2 募集する取組

いずれの場合も、補助対象となるのは、県内に在住し、文化芸術活動を行う高校生以下の方です。

※高校生以下には、令和6年4月2日から令和7年4月1日の間に18歳以下の年齢に到達する方を含みます。

(1) 公募展・コンクール等への参加に対する支援

1 補助対象事業	県外で開催される全国的な公募展やコンクール等への出品・出場。 ※一人につき一年度中に申請できるのは2公募展(コンクール)まで(ただし、ブロック大会又は予選大会を経て本選大会に出場する場合は、本選大会を含めて1コンクールと数えます。) ※全国中学校総合文化祭又は全国高等学校総合文化祭等、学校教育や部活動の一環として出品・出場するもの、県内で開催されるものは対象外です。
----------	--

区分	【美術分野】※	【実演芸術分野】		
	公募展(審査を経て展示されるもの)	単独で開催されるコンクール(予選大会、ブロック大会等がなく、本選大会のみ開催されるもの)	本選大会出場者を選抜するために開催されるブロック大会、予選大会等	本選大会(ブロック大会又は予選大会を経たもの)
2 補助対象経費	①出品料 ②出品作品に係る額装代・輸送料	参加料	参加料	①参加料 ②出場に係る交通・宿泊費
3 補助率	①10/10 ②1/2	10/10	10/10	①10/10 ②1/2
4 上限額	1万5千円	2万円	2万円	4万5千円 【開催場所が国外の場合】20万円

※美術分野とは、絵画、書道、写真、彫刻、工芸などを指します。以下も同じ。

(2) 入選・入賞者への支援

区分	【美術分野】	【実演芸術分野】	
	県外で開催される全国的な公募展の入選・入賞者	単独で開催されるコンクールの入賞者	ブロック大会又は予選大会を経た本選大会の入選・入賞者
1 補助対象事業	県外で開催される講習会等への参加、入選・入賞後の作品制作 【入賞者のみ】 優れた美術やアートに触れる研修旅行も対象	県外で開催される講習会等への参加	
2 補助対象経費	①講習会等への参加に係る受講料、交通・宿泊費 ②作品制作に係る材料費 【入賞者のみ】 ③研修旅行に係る交通・宿泊費	講習会等への参加に係る受講料、交通・宿泊費	
3 補助率	10/10		
4 上限額	【入選者】3万円 【入賞者】6万円	【入賞者】4万円	【入選者】4万円 【入賞者】8万円

(注意事項)

- 詳細は、文化政策課ホームページにて、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱をご確認ください。
- 交通・宿泊費は、公共交通機関を利用した場合及び補助対象者本人に係るものに限ります。自家用車を利用した場合及び同行者に係るものは対象外です。
- 令和6年4月1日以降に着手（公募展への出品申込、コンクールへの出場申込等）し、かつ令和7年度3月31日までに完了する事業が対象です。完了とは、事業本体（公募展への出品、入選・入賞した場合の作品展示、コンクールへの出場等）と、経費の支払が終わっていることを指します。なお、交付決定前に支払われた経費は補助対象になりません。

3 申請方法

申請は予算の範囲内で随時受け付けます。

なお、予算の状況により、年度中途であっても、新規申請の受付を終了する場合があります。

(1) 申請に必要な書類

鳥取県補助金等交付規則及び鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱に基づき、事業開始（公募展への出品申込、コンクールへの出場申込等）の20日前までに以下の書類をご提出ください。

申請者は、原則として、補助対象者（高校生以下の方）とその保護者の連名としてください。

- ア 交付申請書
- イ 実施計画書
- ウ 収支予算書
- エ 公募展・コンクール・講習会等の概要が分かるもの（開催要項など）

(2) 申請書類の入手方法

各様式は、文化政策課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、「4 窓口・問合せ先」へご相談ください。

(3) 申請書類の提出方法

文化政策課まで持参、郵送、電子メール、又は「とっとり電子申請サービス」により提出してください。

※電子メールの場合、万が一、容量やセキュリティの関係で受信できない場合に備えて、メール送信後、メールが確実に受信されていることを、必ず電話で確認してください。

(4) 補助対象事業の決定方法について

文化政策課において審査を行い、補助金交付の可否を決定します。

4 窓口・問合せ先

申請方法、対象事業の要件、対象経費など、ご不明の点がございましたら、以下までお気軽にお問い合わせください。

鳥取県地域社会振興部文化政策課

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（鳥取県庁本庁舎6階）

電話 0857-26-7843 / ファクシミリ 0857-26-8108

電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/202873.htm>

